

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目の区分			科目名	合計必要単位数	履修年次	履修セメスター	履修登録の必要(注1)	備考	
教育職員免許法施行規則第六十六の六に定める科目	日本国憲法		日本国憲法	2	1	1～2	○	教養教育科目の領域科目。	
	体育		健康スポーツ科学	2	1	1～2	○	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。	
			スポーツ実習A						
			スポーツ実習B						
			スポーツ演習						
	外国語コミュニケーション		コミュニケーションIA	2	1	1	×	教員免許取得に際しては2単位で足りるが、口腔保健学専攻を卒業するためには、すべての単位を修得する必要がある。	
			コミュニケーションIB			2			
			コミュニケーションIIA						
			コミュニケーションIIB						
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	情報・データ科学入門	2	1	1	×	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。	
情報機器の操作		コンピュータ・プログラミング	1			○			
合計単位数				8					
教育の基礎的理解に関する科目 科目及び道徳、生徒、総合的な学習の時間等に関する内容	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育の思想と原理	2	1～3	1～6	○	偶数年度(西暦)開講 奇数年度(西暦)開講 奇数年度(西暦)開講 偶数年度(西暦)開講	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育と社会・制度	2					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		児童・青年期発達論	2					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1					
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2					
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容		道徳教育指導法	2					
			総合的な学習の時間の指導法	1					
			特別活動指導法	2					
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論及び情報活用教育論					2
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2					
	関する実践科目	養護実習 [養護実習に係る事前事後指導1単位を含む]		養護実習指導論 養護実習					5
教職実践演習		教職実践演習(養護教諭)	2	4	8				
合計単位数				29					

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目の区分		科目名	合計必要単位数	履修年次	履修セメスター	履修登録の必要(注1)	備考
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	口腔衛生学	2	2	3	×	
		衛生学・口腔衛生学実習	1	2	4	×	(注2)
		社会歯科学	1	2	4	×	(注2)
		衛生行政	1	2	3	×	
		衛生学・公衆衛生学	1	2	4	×	
	学校保健	学校保健演習Ⅰ	1	3	6	○	
		学校保健演習Ⅱ	1	3	6	○	
		スポーツ歯科・顎関節症保健学	1	3	5	×	
	養護概説	養護概説	2	3	5	○	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	臨床心理学	1	3	5	×	
		健康相談	1	3	6	○	
	栄養学(食品学を含む。)	基礎栄養生化学(食品学を含む。)	2	2	3	×	
	解剖学・生理学	解剖学・口腔解剖学	2	1	1	×	
		歯の形態学	1	2	3	×	(注2)
		口腔科学基礎	1	2	3	×	(注2)
		生理学・口腔生理学	2	1	2	×	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病理学・口腔病理学	2	2	3	×	(注2)
		薬理学・歯科薬理学	2	2	3	×	
		微生物学・口腔微生物学	2	2	3	×	
		免疫学	1	2	3	×	
	精神保健	精神科学	1	3	5	○	
		精神保健学	1	3	5	○	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	総合医科学	2	3	6	×	
		看護学Ⅰ	1	2	3	×	
		看護学ⅡA	1	2	4	×	
		看護学ⅡB	1	2	4	×	
		看護学Ⅲ	2	3	5	○	
		看護学演習	1	2	4	○	
		基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1	3	6	○	
		小児科学	1	3	5	○	
合計単位数			40				

(注1)※「履修登録の必要性」欄の○は学生自身で履修登録が必要であることを、×は必要ないことを表す
(×の科目は口腔保健学専攻の必修科目であり、履修登録を大学で行うため)。

ただし×の科目であっても、再履修の場合は学生自身による履修登録が必要である。

(注2) 教員の免許状取得科目のための選択科目であるが、口腔保健学専攻を卒業するためには単位を修得する必要がある。